主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人桑原新太郎、同鈴木俊二の上告趣意第一点は、量刑不当の主張であり、同第二点は、事実誤認の主張であつて、いずれも、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない(なお、記録に徴すれば、原判決が、本件と累犯の関係にある被告人の前科につき、その罪名が道路交通取締法違反である旨判示している点は、道路交通法違反の誤りであることが明らかであるが、右の誤りは、判決に影響を及ぼすべき事実の誤認とはいえないから、原判決破棄の理由とならない。)。また、記録を調べても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年四月二五日

最高裁判所第三小法廷

郎	Ξ	村	下	裁判長裁判官
六	語	原	柏	裁判官
郎	=	中	田	裁判官
左 隹	正	本	松	裁判官